

厚生労働大臣 加藤勝信 殿
中央最低賃金審議会目安小委員会委員各位

全国労働組合総連合女性部

部長 長尾ゆり

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4

TEL03-5842-5611 FAX03-5842-5620

最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現を

2020年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

意見

1. コロナの中で地域経済が疲弊する中で、消費を増やし、地域経済を活性化させるためにも、中小企業に最賃引き上げのための助成・援助措置を行い、賃金水準を引き上げていくことが重要である。
2. 最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に引き上げられるべきである。けっして、企業の支払い能力との見合いで決められるものではない。いままで、時給1000円以上に引き上げるとともに、時給1500円をめざすことが求められる。
 - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものとするべきである。
 - (2) 最低賃金額は女性が一人の人間として自立した生活を営める水準とするべきである。
3. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、だれもが結婚・妊娠・出産・子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきである。
4. 男女賃金格差をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために、最低賃金を大幅に引き上げるべきである。
5. 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきである。

意見理由

＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の経済活性化のために＞

新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業が政府の対策である資金繰りや雇用での支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力をしている。現況の経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げ、引き上げのための中小企業の負担を減らすために政府によるさらなる支援の強化が求められている。支援強化とともに最賃額の引き上げは、コロナ禍後の社会安定のセーフティーネットを促進するメッセージとなるものである。最低賃金を改定した場合に賃金を引き上げなければならない労働者が多い業種は宿泊・飲食業が最も多く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を強く受けている業種と一致している。2位は卸売り小売業、3位は生活関連・娯楽であり、上位3つの業種をみても、国民の所得をあげることによって3つの業種の営業の改善効果が期待できる分野である。またこの3つの分野は女性の多い業種である。女性の賃金水準の向上と雇用の安定のためにも、最賃の引上げと中小企業支援の拡充を求める。

＜生計費として時給1500円程度は最低必要である＞

全労連加盟の24の都道府県組織が、「最低生計費試算調査」を行った。これは、健康で文化的な最低限の生活を維持できる「絶対的指標」を導き出すための調査である。

地方によって家計費目に特徴があるが、全国どこでも、税・社会保険料込で、月額22万円～25万円弱は必要という結果が出た。月150時間で換算すれば、おおよそ時給1500円程度となる。全国一律最低賃金制度を確立し、即時1000円以上へ最低賃金を引き上げ、どこでも誰でも時給1500円を目指すことが求められる。また、今般、最低賃金額の決定については、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響により可処分所得が少なくなっていることも含めた検討し、大幅な引き上げが必要である。

＜若者の将来の希望のためにも最低賃金の引き上げが必要である＞

第4次少子化社会対策大綱は、「2019年の出生数（推計）は86万4,000人と過去最少を記録し」「人口減少は深刻さを増している」と報告している。その背景には、「経済的な不安定さ」があるとも指摘している。昨年夏には金融庁が老後の生活のために年金だけでは足りず夫婦で2000万円を準備しろとの報告を発表した。20～30代の青年が「結婚していない理由」のトップに挙げているのは「経済的な厳しさ」である。年収300万円未満の青年は、20代のほぼ9割、30～34歳でも65.6%を占めている。これでは、結婚できないし、また老後の準備もしなければならないとなれば自らの自立て精いっぱい、産むことをためらわざるをえない。社会保障費の削減の理由に少子高齢化があげられることがしばしばだが、非正規化、賃金の低下で貯蓄ゼロ世帯が多いなかで、社会保障の支え手を支援していくことが求められている。政府に今求められているのは、一人の人間が一人の子どもを育てられる生計を営むことができる賃金を保障することである。

＜女性の貧困・子どもの貧困をなくすために最低賃金の引き上げが必要である＞

現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障していない。個人を単位として必要な生計費水準の最低賃金を考えるべきである。日本の子どもの貧困率は、13.9%と非常に高い。さらに、「ひとり親と子どもの世帯」の相対的貧困率は50%を超えており、世界一高い。特に、母子世帯の貧困は深刻であり、8割以上が就業しているが、働いても生活保護などの所得補填がなければ暮らしていけず、働き方の半数は非正規雇用である。パートのダブルワーク、トリプルワークで、働き詰めに働いても、生計費を貯えない賃金は、憲法25条違反と言わざるを得ない。子どもの貧困をなくすためにも、母子世帯の母親の稼働所得水準を上げることは喫緊の課題である。

＜男女賃金格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが必要である＞

昨年、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数で日本は121位と過去最低の順位に転落した。日本の順位が低い大きな要因に男女の経済格差がある。総務省労働力調査では、労働者に占める女性の割合が5割を超えたと報告されているが、増えた女性労働者の多くが、非正規労働である。女性労働者の6割近くは非正規労働者であり、そのなかでもパート労働者が多数を占めている。男性正規労働者の賃金水準を10割とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は3割を超えない。男女賃金格差を是正するために最低賃金を引き上げる意義は大きい。また、長時間労働が蔓延し、ワークライフバランスを実現する施策が整わず、性別役割分担意識が払しょくされない中で、女性労働者は正規雇用から排除され、非正規雇用を選ばざるを得ない。「女性が輝いて」働くためには、長時間労働の解消とともに、「8時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められる。男女ともに残業しなくとも暮らせる賃金を保障するために、最低賃金の引き上げが必要である。

＜女性の自立のために最低賃金の引き上げが必要である＞

女性が非正規雇用を選ばざるを得ない背景の一つに、長時間労働が蔓延する中で、家族的責任を果たすためにパートなど労働時間が選べる雇用形態を選択している実態がある。その際、税と社会保障制度が世帯単位となっているために、世帯の所得を減らさないことを目的に、女性が就労調整を行い、夫の扶養の範囲で働くことを選択している状況は少なくない。現行の最低賃金額は、全国加重平均額901円（2019年10月改定）であり年間1800時間をフル稼働で働いたとしても162万1800円にすぎない。女性の現役時代の低所得は、老後の年金額にも反映され、女性の年金額は低く、単身での暮らしを貯うものとならない。本年パート労働者への厚生年金の適用拡大の法改正が行われたが、女性が就労調整をせずに働くことを可能にし、男女問わずに生涯自立して生計を貯うに足る年金額の保障のため最低賃金額の大幅引き上げが求められている。

＜地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金制度の確立が求められている＞

2019年の地域別最低賃金の改訂により、時間額最低額790円から最高額1013円と地域間格差は223円もの差がある。最低賃金が低い地域から、高い地域への人口流出がおこり、地方自治体・中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済は疲弊し、衰退の一途をたどっている。日本経済の健全な立て直しのために、地域間格差の是正が必要である。全国一律の最低賃金制度を確立することが求められている。

以上